

# 小冊子『大眼目』の史料批判とその射程

——北一輝研究における史的基盤の再検討——

菅原 薫 仁

〔キーワード：①北一輝 ②大眼目 ③角田清彦 ④昭和維新 ⑤史料批判〕

## はじめに

北一輝研究は、北の主著である『国体論及び純正社会主義』（一九〇六年）・『支那革命外史』（一九一五年）一九一六年にかけて執筆されている）・『国家改造案原理大綱』（一九一九年）及び『日本改造法案大綱』（一九二三年）の間に、思想の「転回」・「変節」があるとする立場と、一貫性があるとする立場に二分している状況である。<sup>(1)</sup>しかし、思想の「断絶」・「変化」を検討するにしろ「一貫」を検討するにしろ、北一輝の体系的な思想について検討する時、『日本改造法案大綱』（一九二三年）から刑死するまで（一九三七年八月一九日）に、思想の全体像を直接に探り得る著作はない状況であり、厳密には一九二〇年代前半までしか史料的には検討出来ない問題が研究の前提に存在している。

具体的に史料の状況を説明すると、二・二六事件直後の北自身が当時の状況やこれまでの著書や活動について体系的に語る貴重な内容の史料として、憲兵隊調査（昭和十一年三月二日の第一回、昭和十一年四月十七日の第七回まで）、警視庁調査（昭和十一年三月十七日の第一回、昭和十一年三月二十二日の第五回まで）、警視庁調査（二）が存在するが、これらは調査という事もあり、意識的／無意識的な自己弁護の可能性や、関係者への弁護、記憶違い等が含まれる可能性がある。そのために著作等の主要文献と複合的に突き合わせて使用するという前提の下では有用なものと評価出来るが、北の思想を検討する上では補助的な位置づけであることを超えることが出来ない。また、前述した回顧を除くと、一九三〇年代の史料としては、『靈告日記』（昭和四年四月二十七日、昭和十一年二月二十八日）・「対外国策ニ関スル建白書」（一九三三年）・「日米合同対支財団ノ提議」（一九三五年）と若干の書簡が主たるものになる。『靈告日記』には当時の北が関心を持っている問題に引き付けて靈告を記述した箇所が見られ、その事実自体は重要ではあるが、思想を体系的に語る性格を持つ史料とは成り得ない。加えて、「対外国策ニ関スル建白書」と「日米合同対支財団ノ提議」からは北の対外観を見て取ることは出来るが、それらは北の思想の一部を示すものではない。書簡も重要な史料ではあるが、思想の全体像を示し得る史料ではない。

このために、『国体論及び純正社会主義』の自筆修正版（一九二〇年から翌年にかけて北の修正は行われた）は、「著作集に収録されなかつた資料のうち最大のもの」<sup>(2)</sup>であり、『国家改造案原理大綱』と並び、後期の北の思想や性格の変化を知るために重要なものであると評価されている<sup>(3)</sup>。この史料状況の中で重要になるのが、角田清彦が署名し、「民衆食堂」から発行されている小冊子『大眼目』（一九二〇年二月五日）の史料批判である。

この『大眼目』の著者推定に関しては議論があり、作者を北一輝と推定する研究と、署名の通り角田のものであるとする研究が存在している。作者を北と推定する前者のものとしては、鈴木正節の研究と松田實による『大眼目』の解題の二つが挙げられ、著者が北であると断定できないと考える後者のものとしては、宮本盛太郎と長谷川義記が取り組んだそれぞれの北一輝研究<sup>(4)</sup>や、近年ものでは福家崇洋の研究がその代表例として挙げられる<sup>(5)</sup>。現在主流なのはこの後者の立場であるが、小冊子『大眼目』が北研究において本格的に取り上げられること自体が非常に稀であるということもあり、双方の先行研究における史料推定には不十分な点が散見される。特に、(a)『大眼目』の来歴に関する整理と、(b)北や角田の他のテキストとの比較には不足があると言わざるを得ない状況である。

このため、本稿の一章では(a)に関して、二章と三章では(b)に関して検討を行う。これらの作業を通して最終的に小冊子『大眼目』の射程を明らかにし、史料として『大眼目』を北研究の俎上に載せることで、北研究における二〇年代前半以降の史料的問題を突破する糸口を探っていく。これが、本稿で『大眼目』を検討する目的である。

## 一 小冊子『大眼目』の来歴について

まず初めに、『大眼目』の作者として署名を行っている角田清彦について言及する。角田の経歴については、司法省刑事局「国家主義系団体の経歴調査(二)」<sup>(7)</sup>に記述がある。角田は一八八九年一月八日に熊本県菊池郡西合志村大字上で生まれ、農学校三年修業後、一九一五年に明治大学を卒業した。その後は、思想運動に従

事し、一九一八年結成の老荘会に名を連ねた。そして、一九三三年以来、内藤順太郎に従って数回に渡り台湾及び中国福建省に渡航し、福建省独立工作を画策した。関係団体は更始一心会（会長）、維新制度研究会（幹事長、常任委員）、興亜青年連盟（世話人）である。

角田が所属した老荘会の所属メンバーの内、一途に国内改造を目指す人々は老荘会の活動のみでは満足できなくなり、一九一九年八月に猶存社が誕生する。<sup>(8)</sup>北一輝は、一九二〇年の八月に上海を訪問した老荘会・猶存社メンバーの中核とも言える満川亀太郎や大川周明らによって帰国を要請され、同年二月三一日に帰国したとされるが、一九二〇年一〇月に発行された『雄叫』（第三号）の老荘会参加者二六〇人の署名に北は既に名を連ねており、この署名の中には角田の名前も存在する。<sup>(9)</sup>そのため、『大眼目』（一九二〇年一月）の出版前に、北と角田には既に交流があったと考えるのが自然である。加えて、北に深く共鳴した西田税らが昭和期に発行した新聞の名前が「大眼目」であることは、北と『大眼目』の関係を示す傍証の一つに成り得ると言えよう。

それでは、『大眼目』の来歴について整理していく。『大眼目』は一九三三年に『純正国家主義』として再発行され、同年、すぐに発禁になっている。<sup>(10)</sup>この『純正国家主義』には『大眼目』の来歴が「内外更始倶楽部書記局」平野小劔によって以下の通りに示されている。

此の小冊子は序にもある通り大正九年二月初版を発行し、その後数版を重ねたものであるが、絶版するには余りにも惜しく同志角田清彦君の同意を得、時も秋、五・一五事件の世論囂々を機会として三度び社(1)会に姿を現はしたのである。

平野は水平運動家・アナキストから国家主義者に転じた人物で、昭和期に天皇機関説排撃運動の先鋒に立つた人物であるが、この平野による記述では、『大眼目』は『純正国家主義』の刊行に至るまでに数版を重ねており、その回数については「三度び社会に姿を現はしたのである」と記されていることから、初版を一回目とすれば、この『純正国家主義』が四回目に出版されたものであると分かる。

先行研究の内、鈴木の研究は、『大眼目』文中の「二千五百九十三年」という皇紀の記述や、「民政党」という記述を理由に、大正九（一九二〇）年と書かれた日付はカムフラージュであり昭和九（一九三四）年のものであると推定する。<sup>(12)</sup>しかし、一九二〇年に出された原本の当該箇所を見れば、「二千五百九十三年」は「二千五百八十年」と、「民政党」という記述は「憲政会」とその時代に即した形で記述されている。<sup>(13)</sup>『純正国家主義』では「民政党」や「二千五百九十三年」と書かれており、鈴木が提示しているものと文章が一致していることを合わせ見れば、<sup>(14)</sup>鈴木の見ている『大眼目』は、『純正国家主義』（一九三三年）として四回目に出版されたものと推定できる。また、皇紀の記述の一致から、長谷川の研究が参照しているものについても、この『大眼目』であると判断できる。<sup>(15)</sup>

次に分かるのは、再出版された三回目のものである。それに相当するのは、宮本盛太郎の研究が紹介している『大眼目』と、一九五三年七月に北吟吉によって編集されている雑誌『猶興』で一九二〇年のものとして紹介されている『大眼目』である。この『大眼目』は、「民政党」の記述に加えて「二千五百九十二年」と本文で記述されていることから、再出版年は一九三二年と推定されるものである。<sup>(16)</sup>

最後に、二回目に出版されたものについてである。前述の松田の研究は、自身が使用している『大眼目』に

ついで雑誌『猶興』に載ったものであると記述するが、この松田の紹介する『大眼目』の皇紀の記述は「二千五百八十年」であり、先に推定した雑誌『猶興』に掲載されたものとは年数が異なっており、この数字は原本の皇紀の記述と一致している。<sup>(18)</sup>しかし、松田の紹介する『大眼目』は「民政党」と記載されている点で一九二〇年に出された初版のものとも差異が存在している点は重要である。<sup>(19)</sup>このことから、松田の紹介した『大眼目』は、民政党が結成された一九二七年から、第三版において皇紀の記述が変更された一九三二年の間に書かれたものであると推定可能であり、故に、これまでの第三版・第四版の推定結果と合わせ見れば、松田の使用している『大眼目』は第二版のものであると言える。松田は、この『大眼目』執筆を一九一九年と推定しているが、上記にみた通り、この推定結果については問題があると言わざるを得ない。

さて、さらに来歴の整理を進めると、『労働運動』一九二一年三月二〇日には『大眼目』について「北君が書いたもので、署名は何故か角田清彦君としてある」と記されている。<sup>(20)</sup>先行研究では、福家の研究のみがこの『労働運動』の記述に言及しているが、福家は、作者推定の問題には踏み込まず、「ひとまず角田筆としておきたい」として考察を終えており、推定に課題を残している問題がある。<sup>(21)</sup>

『労働運動』の記述や前述した傍証と合わせ見たとき、『大眼目』を北が書いたものと考えられる研究の重要度は高まる。その時、先に見たように、来歴の整理の不足から年代の推定結果に誤りがあったとしても、鈴木の研究が推定過程で提出している視点自体は興味深いものになる。鈴木 of 作者推定の論理の要点は、①昭和二八年七月の雑誌『猶興』や長谷川義記の著作、また「古い右翼に会ったとき」に口頭で、これは北一輝のものと伝えられていること、②文体が江戸弁風な口語体なのは奇異とも思われるが、北が上機嫌なおりは、江戸弁風になり、奇抜な比喻を連発してばかりいたという側近の寺田稻次郎の話を了とすればその調子で法案の解説を

書いた、あるいは、口述筆記したものと推量しうること、③内容に一定のレベルがあるが、『国家改造案原理大綱』の内容を大胆にかみ砕いて書ける人物が当該期の右翼や北グループには北以外にはいないこと、④用語や言葉の使いかたの癖やスタンス、巧妙かつ奇抜な比喻等が共通していることの四つにまとめられる。<sup>(22)</sup>

本稿では、これらの鈴木の見点の内、①を「来歴の整理」（本章）、③を『大眼目』と『国家改造案原理大綱』・『日本改造法案大綱』（以下、二つの『大綱』と略記）の比較（二章）、②と④の見点を『大眼目』の特徴と北一輝の語りの癖（三章）と批判的に発展させて検討し、最終的に『大眼目』は「北が書いたもの、あるいはそれに準ずるもの」かについて明らかにしていく。

## 二 『大眼目』と二つの『大綱』の比較

『大眼目』の構成は、「序」・「緒論」・「一、社会主義と国家主義」・「二、大資本の国有」・「三、都会地の土地処分」・「四、耕作地の土地処分」・「五、結論」である。内容的には「一、社会主義と国家主義」で、(1)「通辯学者、社会主義屋、デモクラ連が、鼻唾ヒツかける値打もない」こと、(2)社会主義は国家主義でもあって、非国家主義でも無政府主義でもないこと、(3)「国家主義を唱へてゐる多くの奴等は、鬼の念仏であつて贗造国家主義、地金は我利我欲主義、国家滅亡主義である」ことが説明され、その後、「二、大資本の国有」・「三、都会地の土地処分」・「四、耕作地の土地処分」で日本の目指すべき「国家的組織」について具体的に説明されるという構造になっている。<sup>(23)</sup>

この「国家的組織」についての説明部分、つまり、「一、大資本の国有」・「三、都会地の土地処分」・「四、

「耕作地の土地処分」の記述は二つの『大綱』と類似性が特に高くなる。『大眼目』が『国家改造案原理大綱』の解説的内容であることは、前章で確認した鈴木の見点③に指摘があり、確かに『大眼目』がそうした性格を持ち得る史料であることに疑いの余地はないものの、鈴木の研究では『大眼目』と二つの『大綱』との具体的な記述の対応が不鮮明であることに加えて、『大眼目』と二つの『大綱』との差異についての検討はなく、分析が不十分である。このような問題意識から、本章では、二つの『大綱』と『大眼目』の類似性や差異に着目しながら比較を行い、北思想と『大眼目』の関係性を明らかにする。

まず、類似性の高い点について整理を行う。「二、大資本の国有」は二つの『大綱』の「巻四 大資本ノ国家統一」と対応する。『大眼目』の「著者」は、大資本家に国家の所得であるべき「国家の大生産」を盗まれているうちは、国家は貧乏をし、その貧乏を補うために税金を背負うという問題意識を持っている。<sup>(24)</sup> その一方で、「大資本の公有」の「大」の字について強調し、魚屋や豆腐屋のような小資本の会社まで公有するのではないとして、完全に資本を公有にするような共産主義・社会主義と自身の思想を区別し、「通辯共の中には何も彼も国营にするなど云ふやうなタワケた理屈をこねる奴がある」と批判を行っている。<sup>(25)</sup>

そして、「著者」はこのような問題意識の下で「純正大国家主義」として、日本の産業的無政府状態を統一調整することで、産業的国家主義を実現すると主張し、具体的な限度額を「一千万円」と設定している。<sup>(26)</sup> ここで提示される「一千万円」という数字は二つの『大綱』の「巻四 大資本ノ国家統一」における「私人生産業」の限度額と完全に一致するものである。<sup>(27)</sup> また、『大眼目』における「一千万円といふのは必ずしも一人の資産額を云ふのではない。合資とか株式とかの持合資本も含む」という記述は、「私有財産限度ト私人生産業限度ト同一視スベカラズ。合資株式合名又ハ自己ノ財産ニ非ル借入金ヲ以テ生産ヲ営ム後者ノ制限ハ財産ノ



制限タル前者ト全く別事ナリ」とする二つの『大綱』の記述と矛盾しないものである。<sup>(28)</sup>

次に「三、都会地の土地処分」である。この箇所は「巻三 土地処分三則」と対応している。「三、都会地の土地処分」では、田舎の大地主の土地処分と都会地の土地処分に関して言及することを説明し、都市の発展による地価の高騰により儲けた「地主の禿頭」の懐を肥やす必要はないとして、大都会の土地について全て市有とすることを主張する。<sup>(29)</sup>

この論の過程では「無月謝の学校」や、「市民の税金などは鼻葉ほども要らぬ」といった記述がなされるが、<sup>(30)</sup>前者は二つの『大綱』の「巻六 国民の生活権利」における「国民教育ハ国民ノ権利トシテ受クル者ナルヲ以テ無月謝教科書給付中食ノ学校支辯ヲ方針トス」<sup>(31)</sup>と対応しており、後者は「巻四 大資本ノ国家統一」の「基本的租税以外各種ノ悪税ハ悉ク廃止スヘシ」<sup>(32)</sup>と対応している。

「四、耕作地の土地処分」では、百姓を国の基本に考え、百姓の土地分配問題を取り上げて、「どうしたら日本国民が一通りの平等と安楽、自由を得るやうになれるか、これに対しては耕作地分有制と云ふものを行ふより外に道がない」と耕作地分有制を主張する。<sup>(33)</sup>そして、「日本国内の凡ての土地は、大日本国が本家本元の所有者」であり、大地主の土地兼併が農業の生産性が下がった大々的原因であるとするが、この「国家其者ヲ一大地主」として「大地主ノ土地兼併」を批判し、耕作地分有制を主張する論理については二つの『大綱』の「巻三 土地処分三則」<sup>(35)</sup>に対応している。

次に差異を検討する。「三、都会地の土地処分」では実行方法として、財産一〇〇万円以下のもの限り、三分利付市債を渡して引替にすることが主張される。<sup>(36)</sup>これは二つの『大綱』の「巻三 土地処分三則」の「私有地限度以上ヲ超過セル土地ハ之ヲ国家ニ納付セシム。国家ハ其賠償トシテ三分利付公債ヲ交付ス。但私産限

度以上ニ及バズ<sup>(37)</sup>」と対応しているが、一方で、一九一九年の『国家改造案原理大綱』では私有財産の金額設定は三〇〇万以下となっており、金額には相違点が見られる<sup>(38)</sup>。このように一〇〇万円以下とするのは一九二三年に発行された『日本改造法案大綱』のものと同じである<sup>(39)</sup>。

これと同様に、田舎の大地主の土地処分について言及される「四、耕作地の土地処分」の箇所においても、『国家改造案原理大綱』と相違が見られ、『日本改造法案大綱』の記述と一致するものがある。「四、耕作地の土地処分」では、一家合わせて時価一〇万円以上に当る土地について、一旦国家が取り上げて、それを土地のない農民に極めて安価に払ひ下げることが言われているが、『国家改造案原理大綱』においては一家で時価三万円と記述されており、一家で時価一〇万という主張は『日本改造法案大綱』と一致している<sup>(40)</sup>。

また、その他の相違点を整理すれば、「巻一 国民ノ天皇」の「天皇大権ノ発動ニヨリテ三年間憲法ヲ停止シ兩院ヲ解散シ全国ニ戒嚴令を布ク<sup>(43)</sup>」との記述や、「国家改造内閣」・「国家改造議會」についての記述がない点、「巻二 私有財産限度」の「在郷軍人団會議」の記述がない点、「巻四 大資本ノ国家統一」における「銀行省」・「航海省」・「鉱業省」・「農業省」・「工業省」・「商業省」・「鉄道省」に見られるような、具体的な組織の記述がない点、「巻五 労働者ノ権利」や「巻六 国民ノ生活権利」に見られる婦人・児童の権利や労働についての記述がない点、「巻七 朝鮮其他現在及将来ノ領土ノ改造方針」に対応する記述がない点、「巻八 国家ノ権利」の徴兵制維持と開戦の積極的権利に関する記述がない点が挙げられる。これらの記述が『大眼目』で落ちた理由については、これまで確認してきた「国家改造」が「誰によって行われるか」と密接に関わっている。以下に『大眼目』の記述を引用する。

それではこれだけのことは一体誰が成し遂げると云ふだろう。金持徒党の政友会や憲政会でないことは明白だ。（中略）誰がする。俺達より外にない。俺等こそ大日本帝国の土台石だ。御互の手を握り合うんだ<sup>(44)</sup>

引用の通り、変革を起こす主体は「俺達」である。では、この「俺達」とは誰か、「著者」は以下の通り記述する。

口先ばかりの毛唐共のザマを見ろ。疾うから社会主義だなんてさわいでやがって、今だに何一つ出来やしないぢやないか、大きな南蛮、辛くないとは彼奴等のことだ。何所に通辯の値打がある、万国の労働者団結せよなんて、マル公しやれおつた、言葉も違ふし、面魂も異ふ。御気の毒だが御先に失敬する。俺等は俺等だけでやるんだ。日本の労働者団結せよだ。オイ手を出せ！グツと握るんだ。世界の奴等に俺等の手並を見せてやるんだ<sup>(45)</sup>

この記述からは「著者」が「日本の労働者団結せよ」と労働者の団結を強調していることが見て取れる。これらの文章の論理に内在すれば先の変革を起こす主体としての「俺達」は「日本の労働者」であることは明確である。『大眼目』は最後に、「知行合一」を主張して締められているが、先の『大眼目』と二つの『大綱』の相違点で確認した、『大眼目』では書かれない記述の存在は、変革主体が「日本の労働者」であることと密接に関わっている。「日本の労働者」に語りかけている以上、前述した「天皇大権ノ発動」・「三年間の憲法停止と戒厳令布告」・「国家改造内閣」・「国家改造議會」・「在郷軍人団會議」・「国家ノ生産的組織」としての新たな

省庁について・戦争の意義と国防の問題については、議論を単純化するためにも記述する必要がないと判断したと推測される。「婦人・児童の権利や労働」についての記述を落としながら、「知的労働者」・「筋肉的労働者」の「八時間労働」について記述する点はいかにも「意図的」であると言えよう。<sup>(47)</sup> これまで相違点をまとめてきたが、その中でも、極めて重要になるのは、『国家改造案原理大綱』と相違が見られ、『日本改造法案大綱』の記述と一致するものがある点である。『大眼目』は一九二〇年のものであるが、この数字の違いからは、①著者である角田が『大眼目』執筆の一九二〇年までの間に、北から口頭でその情報の変化を聞いた(※口述筆記及び共著の可能性)、②この記述が北一輝本人のものであり、一九二〇年時点ではこのように主張を変えていた、③角田の『大眼目』の意見を『日本改造法案大綱』に取り入れた、という三つの可能性が示されるからである。次章では、これらの可能性について詳細に検討し、著者の推定に踏み込んでいく。

### 三 『大眼目』の特徴と北の語りの癖

「一、社会主義と国家主義」の冒頭では「社会主義の大眼目」について以下の通り記述される。長文引用になっってしまうが、ご容赦願いたい。

社会主義の大眼目は何だ。今の通辯学者共は、マルクスはどうだ、クロポトキンはどうだと、無暗に活字を列べて悦に入る、干からびた小天狗の鼻較べといふ悪い図だ。社会主義の目玉は何所だ。(中略) 生半かな通辯や、書生ツボーがつべこべしてるのには満足出来ない。こう見えたつて、俺等の眼玉はマルクス

だつて、クロボトキンだつて、小腸のドン底まで見抜くんぞ。全体が学者なんて名のつく奴は、今の金持万能の社会に、売行のいゝ様に加工された代物なんだ。下さらない脳味噌に、博士なんてなレッテルを貼りつけやがつて、社会主義の説明が聞いて呆れらア。憚り様だが、俺等だつて印半天一枚ぬげば、佐倉宗五郎、幡随院長兵衛てな人間様だ。キリストだつて叩き大工、マホメットは魚屋さ。社会主義の魂は何百年目に一度出るか出ないてな御仁でなくて分るか。これからが印半天のキリスト様時代だ。吹けばとぶやうな案山子共に、社会主義といふ即ち社会の改造策が言へた義理か、生意気にも程があるんだ。血と涙の人生、苦痛凄惨な人生、戦ひの人生、隆々たる鉄腕と共に炎の如き腸を鍛へた人生、これが人間様といふものだ。諾し！人間様が、社会主義を説明する。幾百万労働者の代表として、レッテル共は土下座して聞くべし。若し又、俺等の仲間にあやふやな者が居たら、一切の本を焼き棄て、これだけを見る<sup>(48)</sup>（※太字は原文ママ）

引用部に見られるマルクスとクロボトキンを対比させる論理は、二つの『大綱』に特に顕著な論理である。<sup>(49)</sup>また、社会主義の「大眼目」を提示しない「干からびた小天狗」・「生半化な通辯」・「書生ツポー」・「学者」・「博士」を「吹けばとぶやうな案山子共」と表現し、「社会主義といふ即ち社会の改造策が言へた義理か、生意気にも程があるんだ」と批判すると共に「俺等の仲間にあやふやな者が居たら、一切の本を焼き棄て、これだけを見る」とまで言い切る点は学者・博士批判を名指しで行い、「純正社会主義」を絶対的理想とした『国体論』及び『純正社会主義』の論理を想起させるものである。これらそれぞれの類似点も重要であり、北の全ての著作との類似点と差異の検討も行わなければならないことではあるが、その本格的な検討は紙面の都合上、別稿に

譲ることにする。

先の引用において最も重要なのは、この「一、社会主義と国家主義」以降は、主語が「私」から「俺等」・「俺達」に変化し、文体が江戸弁風な口語体へと変化している点である。『大眼目』の文体が江戸弁風な口語体である点については、一章で言及した通り、鈴木木の先行研究が提示した論点の②で指摘されているが、「一、社会主義と国家主義」以降に文体が変化していること、また、その際「私」↓「俺等」・「俺達」への主語の変化が見られることはこれまで指摘されていない点である。

この変化から何が分かるだろうか。前章で、『大眼目』の記述に『国家改造案原理大綱』と相違が見られ、『日本改造法案大綱』の記述と一致するものが存在する点から、『大眼目』の著者推定における三つの可能性を取り出した。ここで改めて書けば、①著者である角田が『大眼目』執筆の一九二〇年までの間に、北から口頭でその情報の変化を聞いた可能性（※口述筆記及び共著の可能性）、②この記述が北一輝本人のものであり、一九二〇年時点の北がこのように主張を変えていた可能性、③角田の『大眼目』の意見を『日本改造法案大綱』に取り入れた可能性の三つである。このうち③の可能性については、北の帰国の経緯や組織内での立ち位置からも考えづらいところが有り、①か②が有力なものになる。その時、推定を進める上で、先に言及した主語の変化が大きな意味を持つのである。

この論文を書いている「私」である筆者が、論文中で突然一人称を変更することがないように、通常、著作における文章を書くときに一人称が大きく変わることは珍しく、何の意味もないのに途中から一人称を変更することは考えづらい。それこそ、何か意図か事情があると考える方が自然である。加えて、一人称の変更に伴ってまるで別人のように文体が江戸弁風な口語体へと変化しているのだから猶更である。「北君が書いたもの

で、署名は何故か角田清彦君としてある」という『労働運動』の記述や、北が上機嫌なおりは、江戸弁風になり、奇抜な比喩を連発してばかりいたという側近の寺田稻次郎の話が存在することは一章で前述したが、これらの数多くの傍証を整理すると、この「語り手」は北だと考えるのが妥当であろう。些末ではあるかもしれないが、『労働運動』の「北君が書いたもの」という記述と、「語り手」を北とする本稿の推定は矛盾するのではないかと思われる読者もいると想定されるため補足を行うと、「北君が書いたもの」が指し示す意味内容は、北が実際にライティングしたという狭義のものだけでなく、内容が北のものという少し広い意味を指しているとも十分に考えられる。その意味で、本質的な矛盾はないと本稿は考えるということである。以上の整理から、『大眼目』は角田の名前で発刊されているが、「一、社会主義と国家主義」以降は北の語りをそのまま記述した口述筆記の可能性が極めて高いと推定する。

そこで重要になるのが角田の他の論での一人称である。というのも角田が文章中で一人称を変更する奇異な癖を持っている可能性があるからである。角田は一九一九年九月号の『潮』に、自らの軌跡を振り返って以下の通り記述する。

私は西国のかたほとりに育つた百姓の豚児に過ぎません。

私は私自身に就いて尚より多くを語らねばならないでせうか。私はお江戸に出てから丁度十年になる。

（中略）私は文章を書いたことも演舌をしたこともないと言つて差支ないほどズボラに生きて来た<sup>(50)</sup>

また、『大眼目』出版から一か月ほどの時期である一九二〇年一月の「人間的基本生活の立場より」では以

下の通り記述する。

私は東京に生ましてから丁度十年になります。そしてその後半五ケ年間、私は全くサポータージュの実行者で御座いました。(中略)私のサポータージュの最穩健なる解決者は、私が裸一貫の労働者となることでした。私は世の中の凡てを否定することに依つて、私自身を否定しました、今や私は私自身を肯定するため世の中の凡てを肯定し度いので御座います<sup>(21)</sup>

二つの記述は、角田のこれまでの歩みを説明する点で共通点のあるものであるが、引用の通り、二つの記述で角田は「私」という一人称を使つており、この一人称について変化がない点は重要である。対して、一九二五年一月の『天皇の尊嚴…大正革命の真眼目』では「俺」の一人称を使用している。以下に記述を引用する。

間違つた世の中には何一つ正しいものはない。凡て間違ひと間違ひの鉢合せ、富める者、貧しきもの、(中略)皆悉く間違つてゐる、何一つ正しいものはない。

誰れでも俺一人間違つて居ると思つてはならぬ、俺一人正しいと思つてはならぬ、皆間違つて居るのだ、(中略)けれども間違つて間違ひ放しと言ふ訳には行かぬ、間違つて間違ひ様がなくなつて、皆悉く革まらねばならぬ。一切万物成敗を受ける、最後の裁きを受けねばならぬ。

厘毫の手加減も、用捨もない、

峻厳なる道理の裁き、聖然たる道理の発動、



衆と共に 天皇此道理を行ふ。  
それが真に日本天皇の尊厳である<sup>(32)</sup>

この著作においても途中からの一人称の変化はないため、角田に奇異な癖がある訳ではないことが分かり、『大眼目』における先の推定の強度は増すと言える。そうなる注視されたいのは、『大眼目』以外の文章においても一人称が「私」のものと「俺」のものでは明らかに文体が異なる点と、「自己否定の論理」が微妙に異なる点である。

まず『天皇の尊厳…大正革命の真眼目』の文体については、一目見るだけでも一人称が「私」である文とは別人のような文体であることが分かる。加えて、一人称が「私」の文には見られない「江戸弁風な語り」も、一人称が「俺」である『天皇の尊厳…大正革命の真眼目』にはみられるのである。一例として、以下に記述を引用する。

加藤高明を見よ、子爵様で、三菱の婿殿だ、おまけに幣原と共に、英国製の金ピカ紳士だ。

知らぬは亭主ばかりか、世界革命といふ大きな人形芝居の馬の足、デクの棒に使はれて居ることを、誰も気が付くまいと思つて居ると、国民は皆知り抜いてゐるんだ。

仏蘭西革命やら独壊の没落、露西亜崩壊の型をその儘日本に輸入しても、どつこいそうは行かぬ、日本には日本独特の流儀が有るんだ<sup>(33)</sup>

次に、「自」否定の論理」についてである。一人称が「私」である「人間的基本生活の立場より」の文では、「世の中の凡てを否定すること」で、「私自身を否定」するが、今は「私自身を肯定するために世の中の凡てを肯定し度い」と語り、最終的には肯定を、目指すのであり、その肯定は原内閣を批判する自身の正当性の確保のために必要になるものである。<sup>(54)</sup> 対して、一人称が「俺」である『天皇の尊厳…大正革命の真眼目』の文では、先の引用の通り「皆間違つて居る」ことだけが殊更に強調され、「間違つて間違ひ放しと言ふ訳には行かぬ、間違つて間違つて間違ひ様がなくなつて、皆悉く革まらねばならぬ」とされ、「一切万物成敗を受ける、最後の裁きを受けねばならぬ」と、裁きや成敗を受けねばならないと主張されている。つまり、前者の「私」の側は「批判の正当性確保の為に自身の肯定を必要とする」が、後者の「俺」の側は「自身も含め、全てのものが間違っているからこそ一切万物は裁かれねばならない」とするのであり、異なる論理から最終的な主張が導かれているのである。

また、「俺」の文における「裁き」が天皇を中心に実行される点は、北思想との親和性が極めて高い。『大眼目』における推定とこれらの記述を整理すると、一人称が「俺」である『天皇の尊厳…大正革命の真眼目』もまた北の語りの可能性が高いのではないかと考えられるが、これ以上の分析は別稿に譲ることにする。

ここまで分析を重ねてきたが、「意地悪な読者」は「お前は可能性が高いということだけを指摘しているだけじゃないか」と指摘するかもしれない。それはある意味ではもっともである。では、これまでの分析に意味がないかといえばそうではない。以下の引用の通り、『大眼目』は「北が書いたものに準ずる」ことについては少なくとも確実に言えるからである。

猶太人でもなく露助でもない日本人には、日本人特有の主義がなければならぬ。非国家主義でも、無政府主義でもないことは云ふまでが野暮だ。日本で社会主義といへば当然国家主義でなければならぬ。お互の日本国が大切お互に七千万同胞が悉く幸福で、心配のないやうな国家組織に、造り替へたいと云ふのが、純正社会主義、即ち純正国家主義なのだ<sup>(5)</sup>。

引用では、非国家主義（非マルクス）でも無政府主義（非クロボトキン）でもない日本特有の社会主義の必要性が主張されており、その意味で「純正社会主義、即ち純正国家主義」とされ、「純正社会主義」と「純正国家主義」の連関が強調されている。「純正社会主義」という言葉は、いうまでもなく北の第一作目の著作である『国体論及び純正社会主義』で編まれた思想の固有名詞であり、この記述には『大眼目』と北思想との密接な関係性が示されていると言えよう。そこで改めてまとめれば、本稿による「私」↓「俺等」・「俺達」への主語の変化への着目と、前章で確認した三つの可能性、そして、「純正社会主義」と「純正国家主義」の連関を合わせ見ると、「一、社会主義と国家主義」以降については口述筆記の可能性が極めて高いと推定が可能なるのであり、『大眼目』は「北が書いたもの」と断定するまでには至らないが、少なくとも「北が書いたものに準ずる」とは確実に言えると結論することが出来るのである。

## おわりに

一章では『大眼目』の来歴に注目し、『大眼目』再出版の経過を明らかにしながら、先行研究における史料

の年代推定の誤りを整理した。改めて記述すると、『大眼目』出版の一回目が一九二〇年の原本、二回目ものが松田の研究が紹介している『大眼目』（一九二七〜一九三三年の間）、三回目ものが、宮本の研究と北吟吉による雑誌『猶興』で紹介されている『大眼目』（一九三三年）、四回目ものが、鈴木と長谷川の研究が用いている『大眼目』であり、『純正国家主義』として再発行されたもの（一九三三年）とまとめることができる。これらの史料の年代推定は今後、当該分野の研究を進める上で基礎となるものである。

二章と三章では『大眼目』の著者について検討を行った。北思想と『大眼目』の関係性の強さについては、これまで見た通り数々の証左があるが、(一)『大眼目』の後年に出版された『日本改造法案大綱』と一致する記述が見られたことで生じた『大眼目』の推定における三つの可能性と、(二)「私」↓「俺等」・「俺達」への主語の変化と江戸弁風な文体への変化に着目した分析によって「一、社会主義と国家主義」以降は北の語りを口述筆記した可能性が極めて高いと推定し、『大眼目』の著者は北であると断定するまでには至らないものの、少なくとも「北が書いたものに準ずる」とは確実に言えると結論した。では、本稿の結論はどのような意義を持つだろうか。

「はじめに」で言及した通り、北研究史上には、史料制約に起因する「思想の一貫性」の問題が屹立している。史料批判を行うことで『大眼目』を北研究の俎上に載せ、史料制約の突破を試みる本稿は、この「思想の一貫性」問題の解決の糸口になるものである。『大眼目』は一九二〇年代の北の思想を探る上で重要であるだけでなく、三〇年代においても再出版されており、二・二六事件前に残されている史料の中で、最も北の思想を体系的に示し得るものになっている。加えて、『大眼目』の「純正社会主義、即ち純正国家主義なのだ」という記述は「思想の一貫性」問題の解決に大きな意義を持つと共に、その後の国家改造運動の展開を解釈す

る際にも有用なものである。故に、小冊子『大眼目』は北研究だけにとどまらない広い射程を有した史料であると言えよう。これが本稿の一つ目の成果である。

二つ目は二・二六事件研究への貢献である。筒井清忠、須崎慎一らの二・二六事件研究の進展により、北一輝の思想も青年将校運動という議論が浸透してきた現在、政治史における北一輝の重要性が相対的に低下し、結果的に北一輝像は思想史と政治史に分裂している状況になっている。<sup>(56)</sup> C・W・A・スピルマンは『国体論及び純正社会主義』で見られた強い学者批判が自筆修正版では削除されていることから北の性格が穏健化していると主張しているが、<sup>(57)</sup> この穏健化した北イメージは上記の研究動向と密接に絡んで提出されたものである。しかし、『大眼目』の主張内容や、政府を相手に啖呵を切ることで庶民・民衆を味方につける所謂「アジビラ」のような文体からは全く穏健性を読み取ることはできず、むしろ『国体論及び純正社会主義』の時期よりも過激性を増していると言わざるを得ない。

北が思想面で一貫し、「過激性」を有していたことと、昨今の二・二六事件研究で指摘されている二・二六事件前後に抑止的な振る舞いをする穏健な北一輝像は両立する。それは、『大眼目』を補助線に置くことで明確化されると言える。本稿で見た通り、『大眼目』では担い手として「労働者団結せよ」と「労働者」を重視しているが、二・二六事件の「青年将校」は北にとって「労働者」の範疇である可能性がある。北は「革命」の担い手として青年将校を位置付けてアジェンダを共有すると共に、実際の運動については「任せた」のではない（無関係なことと「任せた」ことは質的に異なる）。北は刑死の前日に、「改造法案」について「アレヲ全部信ズル必要ハ無イ。諸君ハ諸君自身ノ魂ノ上ニ立ツテ、今後国家ノ為ニ大体アー云フモノヲ実現スル心持テ努力スレバ宜ロシイ」<sup>(58)</sup>と馬場園義馬に語っており、具体的な政策については後世の人に任せている点はその可

能性を補強するものである。

『大眼目』の研究において残る課題として、一つ目に「著者が角田でなければならなかった理由」が挙げられる。『国家改造案原理大綱』は中国で書かれたものであり、もし北自身の名前で『大眼目』を出版していれば、日本帰国後初めて書いたものになっていたことを考えれば、北の名で出さなかった理由としては、発禁を避ける意味が大きかったと言えよう。その時に、大川や満川よりも相対的に無名の人物であり、交流があった角田は都合がよかったのではないかと推測される。しかし、史料的な問題もあり本稿では実証には至っていない。また、二つ目の課題としては、本稿では二つの『大綱』との比較しか行えておらず、『国体論及び純正社会主義』や『支那革命外史』なども含めた「北思想と『大眼目』の思想的連関の検討」と、それに伴う「思想の一貫性」の検討を行えてはいない点が挙げられる。加えて、『大眼目』には猶存社時代において北思想が右翼陣営に広がっていく様子が示されているが、北の国体論がどのように流入し、展開されたかの具体的な検討は三つ目の課題である。これらは今後の課題とする。

註

- (1) 菅原薫仁「北一輝研究の動向と展望」『学習院史学』(二〇二二年三月) 五四～五五頁。
- (2) 筒井清忠『昭和期日本の構造』(講談社、一九九六年) 三六一頁。
- (3) 長谷川雄一、C・W・A・スピルマン、萩原稔編『北一輝 自筆修正版 国体論及び純正社会主義』(ミネルヴァ書房、二〇〇七年) 四八一頁。
- (4) 鈴木正節「北一輝の秘密パンフ『大眼目』」『歴史公論』(一九八一年三月)。松田實「北一輝研究資料『大眼目』」

- (北一輝著) とその解題』『佐渡郷土文化』(二〇〇五年六月)。
- (5) 宮本盛太郎『天皇機関説の周辺』(有斐閣、一九八〇年) 一九四〜二〇八頁。長谷川義記『よみがえる北一輝下巻』(月刊ペン社、一九七三年) 一〇一〜一〇三頁。
- (6) 福家崇洋『戦間期日本の社会思想』(人文書院、二〇一〇年) 一五二頁。
- (7) 司法省刑事局「国家主義系団体員の経歴調査(一)」、『思想資料パンフレット』特輯第二四号(一九四一年四月) 三四五〜三四六頁。
- (8) 前掲、『戦間期日本の社会思想』一二九〜一三〇頁。
- (9) 片瀬裕「北一輝、その神靈の生涯の側面(四)」、『研究紀要』(一九九三年一月) 四八〜四九頁。
- (10) 大塚奈奈絵「国立国会図書館所蔵『発禁図書函目録』(安寧ノ部・風俗ノ部)」、『参考書誌研究』(二〇一六年三月) の「本表」一七八頁を参照。
- (11) 角田清彦『純正国家主義』(内外更始倶楽部、一九三三年) 二頁。
- (12) 前掲、『北一輝の秘密。パンフ『大眼目』』九七頁。
- (13) 角田清彦『大眼目』(民衆食堂、一九二〇年)の九頁に「二千五百八十年」という記述が、五二頁に「憲政会」という記述がそれぞれ見取れる。
- (14) 前掲、『純正国家主義』一〇頁に「二千五百九十三年」と、三九頁に「民政党」とある。
- (15) 前掲、『よみがえる北一輝 下巻』一〇一頁。
- (16) 北哈吉編『大眼目 北一輝遺著』『猶興』(一九五三年七月) 四六頁に「二千五百九十二年」、五三頁に「民政党」と記されている。また、前掲、『天皇機関説の周辺』一九六頁に「二千五百九十二年」、二〇七頁に「民政党」の記述がある。
- (17) 前掲、『北一輝研究資料『大眼目』』(北一輝著) とその解題』二五頁。
- (18) 同右、二七頁。
- (19) 同右、三五頁。
- (20) 還「抹殺社一味」『労働運動』(一九二二年三月二〇日)に初出。引用は一九八九年三月に第三刷として黒色戦線社

から復刻発行された『労働運動』の一四八頁。還は中村還一。

- (21) 前掲、『戦間期日本の社会思想』一五二頁。
- (22) 前掲、「北一輝の秘密パンフ『大眼目』」九六〜九七頁。
- (23) 前掲、『大眼目』二二〜二三頁。
- (24) 同右、二八頁。
- (25) 同右、二四頁。
- (26) 同右、三一〜三二頁。
- (27) 『北一輝著作集』第二卷(みず書房、一九五九年)所収『国家改造案原理大綱』二三七頁。同書所収『日本改造法案大綱』三〇七頁。
- (28) 前掲、『国家改造案原理大綱』二三七頁と、前掲、『日本改造法案大綱』三〇七頁で「私有財産限度ト私人生産業限度」の区別について記述されている。
- (29) 前掲、『大眼目』三三〜三六頁。
- (30) 同右、三六〜三七頁。
- (31) 前掲、『国家改造案原理大綱』二五二頁、前掲、『日本改造法案大綱』三二二頁。
- (32) 前掲、『国家改造案原理大綱』二四三頁、前掲、『日本改造法案大綱』三二三頁。
- (33) 前掲、『大眼目』三八〜三九頁。
- (34) 同右、四〇〜四二頁。
- (35) 前掲、『国家改造案原理大綱』二三四頁、前掲、『日本改造法案大綱』三〇三〜三〇四頁。
- (36) 前掲、『大眼目』三七〜三八頁。
- (37) 前掲、『国家改造案原理大綱』二三二頁、前掲、『日本改造法案大綱』三〇二頁。
- (38) 前掲、『国家改造案原理大綱』二二八頁。
- (39) 前掲、『日本改造法案大綱』二九八頁。
- (40) 前掲、『大眼目』四〇〜四二頁。



- (41) 前掲、『国家改造案原理大綱』二二三頁。
- (42) 前掲、『日本改造法案大綱』三〇二頁。
- (43) 前掲、『国家改造案原理大綱』二二二頁。『日本改造法案大綱』では当該箇所は削除されている。
- (44) 前掲、『大眼目』五二頁。
- (45) 同右、五三～五四頁。
- (46) 同右、五六～五七頁。
- (47) 同右、四九～五〇頁。
- (48) 同右、一一～一二頁。
- (49) 前掲、『国家改造案原理大綱』二七九頁、前掲、『日本改造法案大綱』三四九頁。
- (50) 角田清彦「入社ノ辞」『潮』（一九一九年九月一日）二二〇頁。
- (51) 角田清彦「人間の基本生活の立場より」『労働世界』（一九二〇年一月）一六頁。
- (52) 角田清彦『天皇の尊厳…大正革命の真眼目』（自由労働同盟、一九二五年）一一～三頁。
- (53) 同右、一六～一七頁。
- (54) 前掲、「人間の基本生活の立場より」一六～一七頁。
- (55) 前掲、『大眼目』一六頁。
- (56) 前掲、「北一輝研究の動向と展望」五三頁。
- (57) 前掲、『北一輝自筆修正版 国体論及び純正社会主義』四九三～四九四頁。
- (58) 馬場園義馬「北一輝先生の面影」『新勢力』（一九六五年三月）五九頁。

A Historical Critique of “Daigannmoku”: Review of materials relating to Kita Ikki

SUGAHARA, Yukihito

The premise of the research on Kita-Ikki (1883–1937) is that there are no historical documents that systematically describe his thought since the early 1920s. The main purpose of this article is to solve this historical problem of research on Kita by estimating the authorship of the booklet “Daigannmoku” published on December 5, 1920.

The “Rodo Undo” (March 20, 1921) shows that “Daigannmoku” was written by Kita, but for some reason the signature was given as Sumida-Kiyohiko. In addition, the contents of “Daigannmoku” are explanations in simple language by the “author” about the contents of Kita’s previous books, which points out the strong relationship between Kita and “Daigannmoku”. In spite of these evidences, the author of “Daigannmoku” was presumed to be Sumida in previous studies, and “Daigannmoku” was not considered as a subject of Kita research.

“Daigannmoku” has been republished three times since its original publication, the last time in 1933, when it was renamed “Pure Nationalism”. In addition, “Daigannmoku” shows how the ideas of Kita influenced the right-wing activists during the period when he was active in Yuzonsha. This article is not only significant for solving the problem of consistency of thought that has existed in the history of research on Kita, but also contributes to the progress of research on the 2-26 Incident. It can be said that this article has opened up a new horizon for the study of Kita.

(史学専攻 博士後期課程二年)